　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和2年12月1１日

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティー共済）

加入者　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲斐市商工会事務局

**2月決算法人における経営セーフティー共済の令和3年2月分掛金引落しについて**

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、商工会事業に対してご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、経営セーフティー共済の掛金の引落日は毎月27日ですが、令和3年2月分掛金（前納金を含む）は2月27日の引落し日が休業日のため、翌営業日の**３**月**１**日に口座引き落としになります。

つきましては、2月決算法人の方は、2月分掛金（前納金を含む）が損金に計上出来なくなる場合がありますので、2月分の掛金（前納金を含む）を「令和3年1月」に前納手続きする場合は、「掛金前納申請書」を商工会に令和2年12月2３日までに提出してください。

なお、甲府税務署法人課税部門に問い合わせたところ、未払計上することにより損金算入することが出来るとの事ですが、念のため顧問税理士等にご確認くださいますようお願い致します。